



議案第五十一号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により本議会の議決を求める。

昭和四十八年五月十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年五月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三中「二輪の小型自動車」を「道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車」に改める。

第十八条の四第一項中「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を削る。

第二十四条第一項第三号中「三十八万円」を「四十三万円」に改める。

第三十四条第二項中「次条第一項」を「次条」に改める。

第三十四条の三第一項の表及び第五十三条の四の表中「十五万円」を「三十万円」に、「四十万円」を「五十万円」に、「七十万円」を「八十万円」に、「百万円」を「百十万円」に改める。

第五十六条各号列記以外の部分中「又は歯科技工士」を「、歯科技工士、助産婦、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師又は衛生検査技師」に改める。

第六十一条に次の一項を加える。

9 住宅用地（法第三百四十九条の三の二に規定する住宅用地をいう。以下本条及び第七十四の二において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第一項から第六項までの規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

第六十三条中「八万円」を「十五万円」に、「五万円」を「八万円」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第七十四条の次に次の一条を加える。

（住宅用地の申告）

第七十四条の二 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の一月三十一日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

一 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称

二 住宅用地の所在及び地積

三 住宅用地の上に存する家屋の所在、所有者、家屋番号、種類、構造、用途、床面積
居住の用に供する部分の床面積及び居住の用に供した年月日

四 その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、
かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、
当該土地の所有者は、当該年度の初日の属する年の一月三十一日までに、その旨町長に
申告しなければならない。

第七十五条中「法第三百八十三条」を「前条又は法第三百八十三条」に改める。

第九十八条中「百分の七」を「百分の六」に改める。

第九十九条第一項中「及び法第四百八十九条第十項」を「、法第四百八十九条第十項」
に、「又は同条第二項に規定する学術研究機関」を「若しくは同条第二項に規定する学術研
究機関又は法第四百八十九条第十一項の規定の適用を受ける令第五十四条の八第一項に規
定する施設若しくは心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）第十七条第一

項第一号に規定する施設（第七百七条において「社会福祉施設」と総称する。）に改める。

第五百条第一項中「第四百八十九条第十項」の下に「又は第十一項」を加える。

第七百七条第一号中「又は学校」を「学校」に改め、「学術研究機関」の下に「又は社会福祉施設」を加え、同条第三号中「又は学術研究機関」を「若しくは学術研究機関又は社会福祉施設」に改める。

第一百十条中「第十四項」を「第十五項」に、「第十項」を「第十項又は第十一項」に改める。

附則第八条中「昭和四十八年度までの六年度分」を「昭和五十三年度までの各年度分」に、「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

附則第十一条中「及び附則第十六条の「宅地等」」を「附則第十二条の二及び附則第十六条の「宅地等」」に、「次条」を「次条第一項」に改め、「法附則第二十条」の下に「第一項」を加え、附則第十二条の見出し中「以降」を「から昭和四十九年度まで」に改め、同条中「宅地等に係る昭和四十一年度以降」を「宅地等（本条の規定の適用を受けるものを除く。）に係る昭和四十一年度から昭和四十九年度まで」に改め、同条に次の二項を加える。

2 昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分の固定資産税に限り、前項の規定の適用を

受ける宅地等に係る当該各年度分の固定資産税額は、当該宅地等に係る当該各年度分の宅地等調整固定資産額が、当該宅地等に係る当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に昭和四十八年度においては百分の十五、昭和四十九年度においては百分の三十をそれぞれ乗じて得た額を当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分の固定資産税に限り、住宅用地（第六十一条第九項に規定する住宅用地をいう。以下同じ。）以外の宅地等（以下「非住宅用地」という。）で法人の所有するものに係る固定資産税の額は、当該非住宅用地の第一号に掲げる額が第二号に掲げる額をこえる場合には、当該非住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に昭和四十八年度においては三分の二、昭和四十九年度においては三分の一をそれぞれ乗じて得た額を控除した額を、当該非住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

一 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格

二 昭和四十八年度分の固定資産税について前条第一項の規定の適用があるものとした場合における宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額

2 昭和四十九年度分の固定資産税に限り、個人の所有する非住宅用地に係る固定資産税の額は、当該非住宅用地の第一号に掲げる額が第二号に掲げる額をこえる場合には、当該非住宅用地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に二分の一を乗じて得た額を控除した額を、当該非住宅用地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

一 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格

二 次に掲げる額のうちいずれが多い額

イ、昭和四十八年度分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額

ロ、昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の十五を乗じて得た額

附則第十六条中「附則第十二条」を「附則第十二条第一項若しくは第二項、附則第十二条の二第一項若しくは第二項又は」に改め、「附則第十二条の」を「附則第十二条第一項若しくは第二項の」に、「については、その前年度分の固定資産税の課税標準額に同条の規定により当該宅地等の宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額」を「又は附則第十二条の二第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける非住宅用地については、これらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額」に改める。

別表第一から別表第三を次のように改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、町税条例第九十九条第二項、第百五条第一項、第百七条及び第百十条の改正規定は昭和四十八年六月一日から、第十八条の三、第十八条の四及び第九十八条の改正規定は同年十月一日から施行する。

(町民税に関する規定の適用)

第二条 改正後の町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分（新条例第五十三条の二の規定によつて課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）に関する部分を除く。）は、昭和四十八年度分の個人の町民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中分離課税に係る所得割に関する部分は、昭和四十八年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新条例第五十三条の二に規定する退職手当等をいう。以下同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新条例の規定中分離課税に係る所得割に関する部分（新条例第五十三条の七の規定による特別徴収に係る部分に限る。）は、昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で同年四月一日（以下「施行日」という。）以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

4 昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等につき所得税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号）による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に新条例の規定中分離課税に係る所得割に関する部分を適用した場合における分離課税に係る所得割の額（以下「改正後の町民税の退職所得割額」という。）をこえる場合には、改正前の町税条例第五十三条の七に規定する納入申告書に、改正後の町民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行なうものとする。

5 前項前段に規定する場合には、昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに係る新条例第五十三条の八第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新条例第五十三条の十二第一項の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（昭和四十八年四月一日前に支払われた退職手当等にあつては、町税条例の一部を改正する条例附則第二条第四項に規定する改正後の町民税の退職所得割額）」とする。

（固定資産税に関する規定の適用）

第三条 別段の定めがあるものを除き、改正後の町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十八年度分の固定資産税から適用し、昭和四十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、新条例第七十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の一月三十一日」とあるのは「昭和四十八年五月二十日」とする。

3 新条例第七十四条の二第二項の規定は、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。
(電気ガス税に関する規定の適用)

第四条 新条例第九十九条第一項、第百五条第一項、第百七条及び第百十条の規定は昭和四十八年六月一日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

2 新条例第九十八条の規定は、昭和四十八年十月一日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。